

行政監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果（平成31年2月5日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成31年4月8日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

行 第 20 号
平成31年 3月28日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

平成30年度行政監査に係る平成30年度末の措置状況について(通知)

平成30年度行政監査「公の施設の使用料について」に係る平成31年3月末の措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通知内容 別紙「監査結果についての措置状況報告書(平成30年度末時点)」

監査結果に係る年度末の措置状況報告書

平成30年度行政監査「公の施設の使用料について」

項目	監査結果
着眼点1	使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行なわれているか。
着眼点2	使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。
着眼点3	使用料の算定根拠は明確になっているか。

通 No	項目	監査結果	使用料の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
1	着眼点1	(2) 使用変更の許可申請に係る使用料を誤って減額して決定しているもの	山形まなび館使用料	商工観光部	山形ブランド推進課	山形まなび館条例施行規則第11条第1項の規則に則り、適正に取り扱うよう運営事業者へ指導を行った。平成31年1月からは適正に使用料の徴収を行っている。
		(3) 使用料の減免について、市長名で決定通知していないもの	児童遊戯施設ホール等使用料	子育て推進部	こども保育課	平成31年1月から、減免決定について市長名で通知するよう改善し、指定管理者にもその旨指導している。
		(4) 使用料の減免の決定に係る起案文書に、減免基準の適用条項を記載していないもの	山形まなび館使用料	商工観光部	山形ブランド推進課	平成31年1月から、減免決定の根拠となる減免基準の適用条項を起案文書に記載するよう改善した。(山形まなび館使用料の減免に関する取扱基準第1項)
		(5) 使用料の還付の決定に係る起案文書に、規則の適用条項を誤って記載しているもの	児童遊戯施設ホール等使用料	子育て推進部	こども保育課	今後の起案等の事務において、適用条項を十分確認したうえで業務を遂行する。
		(6) 冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているもの	清風荘使用料	企画調整部 財政部	文化振興課 財政課	平成31年度より、指摘のとおり対応する。
				児童遊戯施設ホール等使用料	子育て推進部 財政部	こども保育課 財政課
7	着眼点2	(1) 減免基準の内容が明確でないもの	公園使用料	まちづくり推進部	公園緑地課	減免基準の区分及び減免率について検討していく。
8	着眼点3	(1) 施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているもの	山寺芭蕉記念館入館料及び使用料	企画調整部	文化振興課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
9			清風荘使用料	企画調整部	文化振興課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
10			大曾根さわやか荘浴室使用料	福祉推進部	長寿支援課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
11			山形まなび館使用料	商工観光部	山形ブランド推進課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
12			公園使用料	まちづくり推進部	公園緑地課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
13			山形駅東口交通センター駐輪場使用料	まちづくり推進部	道路維持課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
	監査の意見	① 着眼点1から着眼点3について	-	-	-	個別事項にて回答

教（管）第 362 号

平成31年 3月26日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

平成30年度行政監査の結果に関する報告について（通知）

平成31年2月4日付け監第131号で通知のありました行政監査の結果に係る措置状況について、別紙のとおり通知します。

監査結果に係る年度末の措置状況報告書
 平成30年度行政監査「公の施設の使用料について」

項目	監査結果
着眼点1	使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行なわれているか。
着眼点2	使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。
着眼点3	使用料の算定根拠は明確になっているか。

通No	項目	監査結果	使用料の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
	着眼点1	(1) 指定管理者に指定した際、利用料金の額について承認をしていないもの	総合スポーツセンター使用料(第一体育館競技場及び第二体育館会議室)	教育委員会	スポーツ保健課	総合スポーツセンターの指定管理期間が平成31年度に切り替わることから、法令及び条例に基づき、適正に承認手続きを行って参ります。
		(6) 冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているもの	中央公民館ホール等使用料	教育委員会 財政部	社会教育青少年課 財政課	平成31年度より、ご指摘のとおり対応いたします。
	着眼点3	(1) 施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているもの	中央公民館ホール等使用料	教育委員会	社会教育青少年課	今後、新たに使用料を設定する際や随時見直しを行う際は、根拠資料の保存について留意いたします。
			総合スポーツセンター使用料(第一体育館競技場及び第二体育館会議室)	教育委員会	スポーツ保健課	使用料の見直しを行った際は、算定根拠資料を適正に保存して参ります。